

平成27年度

集 団 指 導 資 料

(共 通 事 項)

地域密着型サービス

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成28年3月15日

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者とは共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付しました。

平成28年4月上旬に、平成27年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、平成28年3月25日（金）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

平成28年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム（以下「同報メール」という。）で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信することもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

3. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ⑤ 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴(介護老人保健施設を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 役員の氏名、生年月日及び住所
- ⑳ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(2) 提出書類

- ① 変更届
- ② その他必要な添付書類

※高松市ホームページを参照してください。

27長寿第36286号
平成27年7月9日

介護サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

平成27年度「介護サービス情報の公表」制度の基本情報
及び運営情報の報告について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成18年4月1日から導入された「介護サービス情報の公表」制度については、平成23年度の法改正において、事業者の負担軽減と利用者にとって分かりやすくするという観点から所要の見直しが行われ、平成24年10月から新たなシステムが運用されているところです。

つきましては、別添のとおり平成27年度「介護サービス情報の公表」制度にかかる報告・調査・情報公表計画を策定し、本年度の制度を運用することとしましたので、下記により平成27年8月31日（月）までにを入力をお願いします。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者においては、「介護サービス情報」を香川県知事に報告することが義務付けられており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となることを申し添えます。

また、平成26年3月には、当該制度の利用促進を図るため、地域包括支援センター等を通じて、新規の要支援・要介護者を中心にリーフレットを配付したところであり、当該制度が有効に活用されるよう全ての対象事業所がするとともに、適宜、の更新をお願いします。

記

1 情報の報告

- (1) 事業所においては、WEB上の「介護サービス情報報告システム」により報告するものであるが、報告システムには、別紙のページからログインすることができる。
- (2) 報告システムを利用するには、ID及びパスワードが必要となる。これらについては、既に事業所あてに配付済みである。
 - ① IDは事業所番号とする。
 - ② パスワードについては、初期パスワードとして配付しており、事業所におい

て、直ちにパスワードを変更すること。

③ ID及びパスワードについては、事業所において厳重に管理すること。

(3) 入力方法については、上記1(1)で示しているページにある「・介護サービス情報報告システム 事業所向け操作マニュアル」等を確認の上、入力すること。

なお、平成27年度中にパスワードを配付した事業所については、基本情報のみ入力するよう設定している。

(4) 提出する手順は以下の通りである。

① 調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックする。

② 「提出までの流れ」にある、「提出する」ボタンをクリックする。なお、入力必須の調査表が未記入の場合、「提出する」ボタンがクリックできない。

③ 提出確認画面が表示され、「提出する」ボタンをクリックし、提出完了。

④ 「登録状況確認」の状況欄等が「提出済」となっていることを確認すること。

(5) 報告内容に不備がある場合は、報告内容を差戻ししている場合がある。この場合、「介護サービス情報報告システム」の調査票メニューの「記入メニュー」ボタンをクリックし、「登録状況確認」の状況欄が「差戻し」と表示されている。

差戻し内容を訂正し再提出すること。

2 公表事務

県において、報告を受けた内容を受理後、「香川県介護サービス情報公表システム」において公表する。

記入漏れ等がない場合は、報告内容がそのまま公表されることから、事業所において正確に入力すること。

なお、記載内容に変更があった際は、適宜変更すること。(ただし、運営情報については、事業所において公表後の修正が行えない仕様となっているため、修正が必要な場合は、下記の問い合わせ先まで連絡すること。)

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

担当 原岡・包末

電話 087-832-3269

FAX 087-806-0206

介護サービス情報の公表システム

(介護サービス事業者入力ページ)

かがわ
介護保険
情報ネット

同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

制度のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
香川県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

News

[26/02/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。new
■ 通知文 [PDF形式 68KB]
■ 別紙1 及び別紙2 [PDF形式 135KB]

[26/02/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

介護保険最新情報
介護員養成研修
福祉用具専門相談員
介護保険担当窓口一覧
香川県介護サービス情報
介護サービス情報報告システム
療養病床の再編成

クリック

介護サービス情報報告システム ログイン - Windows Internet Explorer
https://www.kairokensaku.jp/houkoku/37/

香川県 介護サービス情報報告システム

ログイン

ID パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID
パスワード
サービス名

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

このページのトップへ

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

ID、パスワードを入力し、サービスを選択してログイン

介護サービス情報の公表システム

(利用者等向けページ)



同報システム
メンバー登録
介護保険事業者等向け情報配信

県のあらまし 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 事業者支援情報 ケアマネジャー支援情報
県地域ケア体制整備構想 かがわの認知症高齢者支援サイト

- 10/2/28] [\[事業者支援情報\]-\[通知\]-\[国からの通知\]-\[介護給付・介護報酬など\]](#)を更新しました。**new**
■ 通知文 [[PDF形式 68KB](#)]
■ 別紙1 及び別紙2 [[PDF形式 135KB](#)]
- 10/2/26] [\[事業者支援情報\]-\[リスクマネジメント\]-\[感染症情報\]](#)を更新しました。

- 介護保険最新情報
- 介護員養成研修
- 福祉用具専門相談員
- 介護保険担当窓口一覧
- 香川県介護サービス情報
- 介護サービス情報報告システム
- 療養病床の再編成



香川県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」 - Windows Internet Explorer

http://www.kaigokensakujp/31/

香川県 介護事業所検索 介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ > 香川県

- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る

地図から探す

サービスから探す

その他の探し方

わたしたちが ご案内いたします!

延べ:24,051 本日:130 昨日:153

事業所の方はこちら

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会（報告書概要） H26.3 参考

○ 本検討会の目的
 介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目途とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

○ 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

○ 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の載量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

○ 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

方向性

○ 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
 ○ 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

方向性

○ 利用者のための情報の「見える化」の支援
 ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特徴の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

方向性

○ 継続的な普及・啓発の推進
 ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 ・地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
 ○ 時代のニーズに応じたシステムの構築
 ・情報の見せ方・可視化の工夫
 ・情報の見せ方（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等

今後の介護サービス情報公表制度の活用の方角性

参考

地域包括ケアシステム構築に向けた 施策との連動

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

利用者のサービス選択支援に向けた 取組の推進

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・ サービス選択を支援する機能の充実
 - ・ 従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・ キャリアアセスメント等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

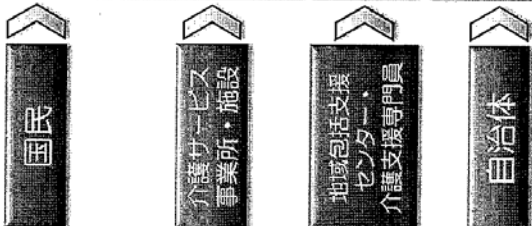
情報公表制度の利用を促進

- 時代とともに介護等を必要とする世代は入れ替わっていくことから、
- 現役世代を含めた継続的な普及・啓発の推進
 - 時代のニーズに対応したシステムとなるよう定期的に改善

⇒ 地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒ 事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

(制度の主な利用者)

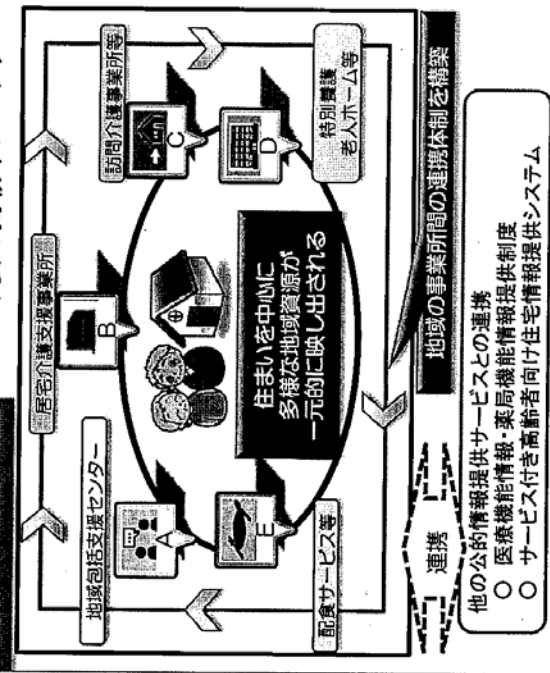


<見直しにより目指す効果>

- 介護サービス以外の地域資源に関する情報の充実により、住み慣れた地域で在宅生活を続けるために必要な情報を一体的に取得・活用
- 比較・検討するための情報の充実等を通じて、より自分にふさわしいサービスを自ら選択
- 事業所の運営理念やサービス提供に向けた独自の取組等の情報発信機能を積極的に活用し、利用者のサービス選択を支援
- 従業者に関する情報発信に主体的に取り組むことにより、雇用管理の取組を促進。サービスの質の向上と人材確保にも寄与
- 多様な主体が提供する生活支援等のサービスが一元的に把握できるため、総合相談やケアマネジメンツ等で活用
- 多様な地域資源の整備状況を「見える化」し、一体的に把握できるため、地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組をさらに推進するとともに、地域の事業所間の連携体制を構築

情報公表システム

<今後の掲載イメージ>



介護サービス情報公表システム改修のスケジュール（現時点の予定） 参考

※「見やすさ等の改善」や制度改正にも対応していくため、段階的にシステム改修を実施していく。
 平成26年10月及び平成27年3月においては、「見やすさ等の改善」を実施。

	平成26年 10月	平成27年 3月	平成27年 7月	平成27年 10月	平成28年度 以降
改修事項	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	公表画面等機能改善 (見やすさ等の改善)	制度改正の対応 (※)	制度改正の対応 (※)	地方分権改革 への対応
具体的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ○比較機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・比較出来る件数を これまでの3件か ら30件まで拡充 等 ○検索機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住まいからの検索 を新設 等 ○全体を通じた公表画 面の見やすさ等を改 善 	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートフォンアプ リの開発 (GPS(位置情報) の活用による簡易検 索等が可能に) 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者に関する 情報の追加 (キャリアア段位 に関する取組情 報を含む) ○通所介護の情報 に宿泊サービス の情報を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援セ ンター及び生活 支援サービスの 公表 (市町村がシステ ムを活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が公 表している介 護サービス事 業所情報の公 表・調査等の 事務を指定都 市に委譲(2 8年度中に改 修を行い、2 9年度を目的 に稼働を予 定)

※制度改正への対応に係る具体的な項目については、現在検討中。

事 務 連 絡

各介護保険指定事業者 様

香川県長寿社会対策課
在宅サービスグループ

介護保険電子メール同報配信システムに係る メールアドレスの登録について

平素は、本県高齢者福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、即時に情報を伝達し、事務の簡素化を図るため、メールアドレスを登録した事業所に対して、「介護保険電子メール同報配信システム」にて電子メールを活用した介護保険等に関する情報提供や説明会の開催案内等を配信しております。

つきましては、同システム趣旨をご理解のうえ、メールアドレスを登録いただきますよう、よろしく申し上げます。なお、今後県からの連絡は同システムのみとなります。（郵送等による通知は原則行いません。）また、登録のできない場合は別途対応いたしますので下記連絡先まで連絡してください。

記

1. 登録・登録解除方法等

登録、登録解除は「かがわ介護保険情報ネット」にて行います。

かがわ介護保険情報ネット：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/>

登録・解除画面：<https://www.kagawa-kaigo-douhou.jp/entry/>

2. 注意事項

- ・メールアドレスの登録は事業所番号のある各事業所毎に3つ以内とします。
- ・事業所等からの県長寿社会対策課への質問等は、本システムにより配信された電子メールに返信せず、従来どおり電話、FAXによりお願いします。

3. 連絡先

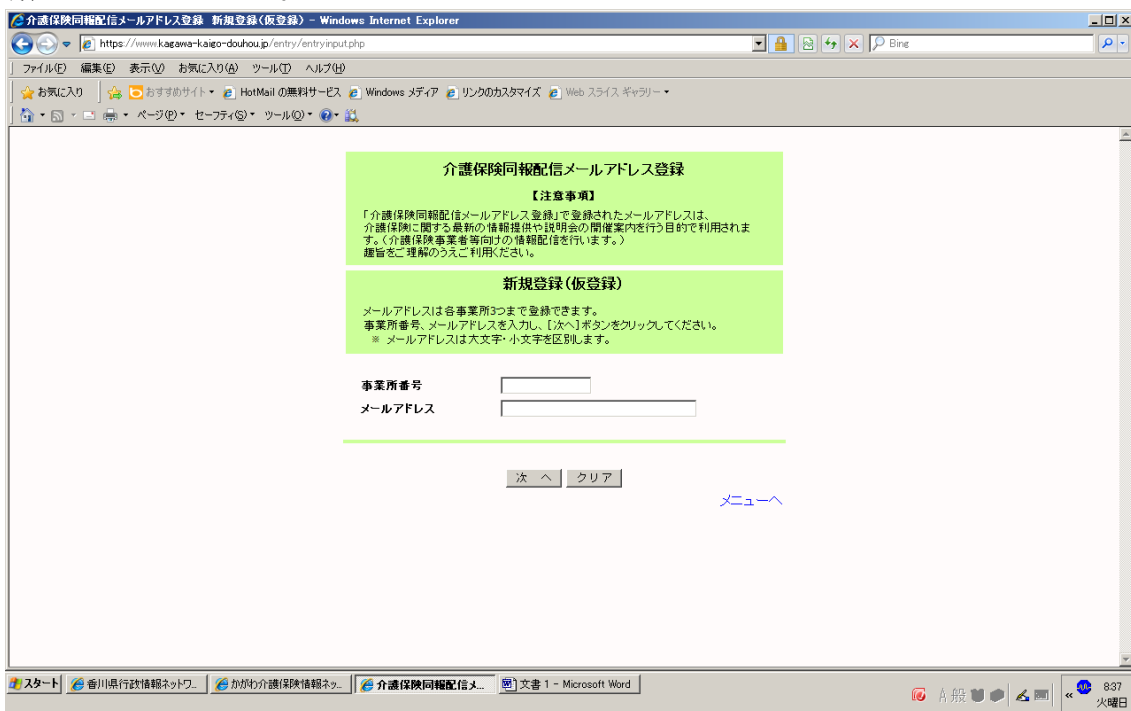
香川県長寿社会対策課 在宅サービスグループ 原岡・包末

TEL :087-832-3269 FAX:087-806-0206

かがわ介護保険情報ネットのトップページから「同報システムメンバー登録」をクリックします。



メニューの新規登録を選び、新規登録(仮登録)に事業所番号とメールアドレスを入力し、次へをクリックします。



仮登録により、確認メールが配信されますので、本登録をしてください。
これによりメンバー登録は完了です。
※複数の事業所がある場合は、必ずそれぞれの事業所番号で登録をお願いします。

平成 2 7 年 3 月 5 日

介護保険サービス事業所
(居宅介護支援事業所を除く)

管理者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部
介護保険課相談指導係

介護保険サービス事業所(居宅介護支援事業所を除く。)に係る
変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項、第78条の5第1項、第89条、第99条第1項、第115条の5第1項及び第115条の15第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっておりますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 内容
- (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
- (2) 条件
- ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者(訪問介護)の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 人員基準等に係る減算がないこと。
 - ⑤ 介護報酬算定体制に変更(加算、減算)がないこと。
 - ⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。
- 2 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

3 留意事項

(1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。(市への提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。)

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者(訪問介護)に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記1(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要です。

高松市健康福祉局長寿福祉部

介護保険課相談指導係

TEL 087-839-2326

FAX 087-839-2337

「高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」について

※ 平成 28 年 3 月議会で審議中の内容が含まれています。

1 条例で定める基準

- 特別な定めのあるものを除き（2を参照）、左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもってその基準としている。

社会福祉施設等	法令
1 1 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
1 5 介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

2 高松市の独自基準（特別な定めのあるもの）

（1） 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示

<p>（非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示）</p> <p>第4条 社会福祉施設等の設置者等（設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。）は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。</p>
--

- 非常災害に対応するため、基準省令等において、消防計画のみならず風水害、地震等の災害に対処するための計画も含めて、非常災害に関する具体的な計画を策定することとされている。

具体的な計画の策定に当たっては、事業所や利用者の居宅が、津波、高潮、洪水、土砂災害などの自然災害の予想される区域内にあるかどうかなど、事業所や利用者の居宅が所在している市の地域防災計画を確認し、必要な対策に関しては、市担当者との意見交換等により、詳細に検討しておく必要がある。

（検討が必要と思われる事項）

- ・ 災害の恐れのある場合の情報の取得方法
- ・ 職員等の行動計画
- ・ 避難場所、避難方法の確認
- ・ 備蓄物資の検討
- ・ 行動計画について職員、利用者等への周知の徹底 など

《参考》

- ・ 災害危険箇所に関する情報
香川県ホームページ（香川県防災・国民保護情報）
<http://www.pref.kagawa.jp/bosai/>

- 県では、「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」（平成 24 年 5 月 16 日付け通知）を作成しているので、御活用ください。

- ・ 防災マニュアル作成の手引きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載している。
<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 概要とはどのようなものか。
立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
- 掲示の方法はどのようにすればよいか。
施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
- 居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか
それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするように定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。

(2) 非常災害時の連携協力体制の整備

(非常災害時の連携協力体制の整備)

第5条 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間の及び本市その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

(参考)

- 県では、携帯電話のメール送受信を活用した「社会福祉施設等被害状況確認システム」を導入しています。
このシステムは、地震・台風などの災害時に、被害状況の確認メールを、あらかじめ登録いただいた **施設、居住系・通所系サービス事業所** の代表者の携帯電話へ、県から一斉配信し、利用者や建物の被害状況について返信してもらうことで、県と市町が被害状況を一元的に把握できるというものです。

本システムを有効に活用するために、御理解と御協力をお願いします。

なお、システム登録等の手続きは、「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/bousai.html>

(Q & A)

- 関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。
地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。

(3) 研修の実施及び研修の機会の確保

(研修の実施及び研修の機会の確保)

第6条 社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

(Q & A)

○ 社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。

老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。

例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。

(4) 記録の整備

※ 下線部追加（施行日：平成28年4月1日）

第3条

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本市の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第3条の40第2項、第17条第2項、 <u>第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</u>	2年間	5年間
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項	2年間	5年間

(Q & A)

○ 保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。

(5) 業務の質の評価

※ 下線部改正（施行日：平成 28 年 4 月 1 日）

（業務の質の評価等）

第 8 条

2 社会福祉施設等（別表第 1 の 2 の項に掲げる事業、同表 3 の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第 7 条第 1 項の母子生活支援施設及び保育所、同表 11 の項に掲げる事業のうち、介護保険法第 8 条第 15 項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第 19 項の小規模多機能型居宅介護、同条第 20 項の認知症対応型共同生活介護及び同条第 23 項の複合型サービス、同表 15 の項に掲げる事業のうち、同法第 8 条の 2 第 14 項の介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第 15 項の介護予防認知症対応型共同生活介護並びに同表 17 の項に掲げる施設を除く。）の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

（Q & A）

○ 外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。

例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的を実施することなどが考えられる。

(6) 給食における地産地消の推進

（給食における地産地消の推進）

第 9 条 社会福祉施設等（別表第 1 の 1 の項に掲げる事業を除く。）の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品（当該食品を原材料とするものを含む。）を積極的に使用するよう努めなければならない。

（Q & A）

○ 県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。

献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。

24長寿第64407号

平成25年3月29日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）については、平成24年10月12日をもって公布され、平成25年4月1日より施行されるところです。この度、当該基準等についていただきましたご質問に対する回答がまとまりましたので別添のとおりお知らせします。

つきましては、貴施設・事業所におかれましても、基準等の運用に当たっては、別添の内容に留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL：087-832-3268 087-832-3269

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に対する回答

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならぬのか。	計画全体を揭示しても支障はない。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようなようにすればよいか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を交付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいか。	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするよう定めるものである。例えば、訪問サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておく必要がある。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどがある。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団などの協力体制を確保しておくことが重要である。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数ほどのようか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること
01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行なう研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化、認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的に実施することが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完了の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。基本的に、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完了の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
24 介護老人福祉施設	02 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーデオカンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の見え合いの遮断が確保されるようなものである必要がある。

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問に対する回答

下線部加筆箇所

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
1	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
2	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならないのか。	計画全体を揭示しても支障はない。
3	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようにすればよいか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
4	23 居宅介護支援	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	事務所には従業者以外の者がいることはないが、それでも揭示が必要か。	特に非常災害時には、迅速で的確な対応が求められることから、従業者への周知徹底を図り円滑な活動ができるようにするために、揭示を義務付けたものである。なお、上記のとおり、スペースの制約がある場合などは、計画等を自由に閲覧できる場所に備えておけばよいこととしている。
5	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいか	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるように定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておくことが必要である。また、居宅介護支援事業であれば、非常災害の内容に応じて利用者毎の避難支援（あらかじめ民生委員等に避難支援をお願いしておくなど）、安否確認方法や避難先での生活継続の可否の判断及び対応の手順などを記載しておくことが必要である。
6	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。
7	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数はいくつあるか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること。
8	01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
9	01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的実施することなどが考えられる。
10	01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取り組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
11	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
12	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
13	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
14	24 介護老人福祉施設	2 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーディオンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。